

新規就農者育成総合対策における認定研修機関の認定要領

令和4年4月1日
宮崎県担い手農地対策課

第1 趣旨

この要領は、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知。）に基づき、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）別記2の第5の1の（1）イ（ア）及び別記4の第7の3の（1）ケの研修機関等（以下「認定研修機関」という。）について、知事が認める認定研修機関を認定するにあたり必要な事項を定める。

第2 認定研修機関

県が認める認定研修機関は、次のとおりとする。

- 1 宮崎県立農業大学校
- 2 みやざき農業実践塾
- 3 宮崎県総合農業試験場、宮崎県畜産試験場
- 4 保有する農用地、施設等（ただし、研修目的のものに限る。）を利用して就農に必要な技術を習得するための研修を行う市町村、市町村公社、農業協同組合（以下「JA」という。）、又はJAが議決権の過半を占めるJA出資型法人
- 5 複数の研修派遣先となる農家を有する市町村、農業再生協議会、市町村公社、JA、又は市町村やJAが事務局の担い手確保にかかる組織

第3 認定基準

第2の4及び5に規定される認定研修機関は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。

- 1 研修を着実に実施し、交付対象者が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること。
- 2 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる以下の研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること。

（1）研修実施体制

- ア 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること。
- イ 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること。
- ウ 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）。

（2）研修期間

概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間

を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること)及び休日(毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上)の休日を与えること)を確保すること。

(3) 研修内容

就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容を総合的かつ体系的に設定していること。

ア 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修

イ 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修

ウ 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修

3 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること。

4 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること。

5 国実施要綱の規定に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続き等に対する協力が可能であること。

6 派遣研修先となる農家については、認定農業者で県が定める水準(別記)以上の経営力又は技術力を有していること。

7 国実施要綱別記6の第3の2の(1)オの新規就農支援ポータルサイト(農業はじめるJ P)に研修情報を掲載している、又は掲載の申請を行っていること。

8 その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する認定研修機関として適切であること。

第4 認定研修機関の認定

第2の4に規定される認定研修機関として認定を受けようとするものは、認定研修機関申請書(別紙様式第1号。以下「申請書」という。)を作成し、申請書類に係るチェックリスト(別紙様式第2号。以下「チェックリスト」という。)を添えて、次の手続により申請し、知事が認定するものとする。

1 研修機関等は申請書を作成し、研修開始予定日の2か月前までに、知事に申請するものとする。申請書の提出先は担い手農地対策課とする。

2 担い手農地対策課は、研修機関等からの申請内容を審査し、認定基準をすべて満たしていると認められるときは、本事業等における認定研修機関として認定する。

3 知事は、申請者に対して2の審査結果を別紙様式第3号により通知する。

第5 認定内容の変更

1 認定研修機関は、認定を受けた研修内容等を変更又は廃止する場合は、知事に申請しなければならない。ただし、研修計画の変更を要しない研修内容の追加や月毎の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合を除く。

2 前項の手続きは第4を準用する。

第6 認定研修機関の取り消し

知事は、認定研修機関が次の事項に該当したときは、事業の遂行に支障がないことを確認した上で、認定研修機関の認定を取り消すことができる。

1 第3の認定基準を満たさなくなったとき。

- 2 認定研修機関が知事に辞退届（別紙様式第4号）を提出したとき。
- 3 認定研修機関として相応しくない行為があったとき。
- 4 虚偽の申請があったとき。
- 5 認定年度を含む3年間、又は直近の研修生受入れ開始日を含む年度から3年間、研修生の受入れがなかったとき。

第7 書類の経由機関

- 1 この要領の規定により、知事に書類を提出する場合は、管轄する西臼杵支庁又は農林振興局を経由しなければならない。
- 2 西臼杵支庁又は農林振興局は、受領した書類について、チェックリストに基づき確認をし、担い手農地対策課へ提出する。

第8 令和5年度までに認定した認定研修機関

令和5年度までに「宮崎県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等認定要領」（令和2年6月1日施行）に基づき認定した認定研修機関については、第3の基準を満たしたものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

なお、「宮崎県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等認定要領」（令和2年6月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、「第2 認定研修機関」に係る一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

別記

県が定める経営力又は技術力の水準について

- 1 経営力は、個人の場合は専従者給与を引く前の農業所得、法人の場合は税引前当期純利益と役員報酬を合わせた額（以下「農業所得」という）で判断することとし、その水準は、おおむね農業経営基盤強化促進法に基づく各市町村基本構想における効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）の農業所得の目標額とする。
- 2 技術力は、研修カリキュラムの品目における「農業経営管理指針（宮崎県）」の目標収量とする。
- 3 経営力又は技術力の水準は、直近3カ年の平均で判断する。
- 4 農業所得には、農業生産のほか、農産物加工、農家レストラン、農家民宿等の関連事業を含む。
- 5 単年度の極端な販売価格の下落や原材料の高騰、通常の農業経営では必要のない設備の減価償却費（研修生受入れのための施設費等）等については、これらの状況を勘案して経営体の農業所得を判断できるものとする。

認定研修機関認定（変更）申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
法人名又は機関名
代表者又は氏名

新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金事業及びサポート体制構築事業における研修機関の認定を受けたいので、新規就農者育成総合対策における認定研修機関の認定要領第4の1の規定により、下記書類を添えて（変更）申請します。

※下線部は変更申請の場合「第5」とする。

記

- 1 チェックリスト（別紙様式第2号）
- 2 研修制度の概要（別添1）
- 3 研修カリキュラム（別添2）
- 4 研修の実施が位置づけられている書類（定款、規約・設置要領等）
- 5 研修概要がわかるもの（実施要領、募集要項等）
- 6 研修生と研修に係る契約を締結する場合は契約書
- 7 派遣研修を実施する場合は、派遣研修に関する規約、規定、契約書等
- 8 派遣研修先となる農家については、青色申告書の直近3カ年分の写し
- 9 認定農業者認定書の写し（派遣研修先がある場合）

研修制度の概要

1 研修実施機関

実施機関名		
所在地		
経営品目		
経営耕地面積		
労働力	常時雇用	人、パート
		人、家族労力
研修担当	部署名	
	責任者名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

2 研修内容

研修期間	月 ～ 月 (か月間)
研修時間	時間/日 研修時間： 時 分～ 時 分 (うち休憩 分間)
研修日数	日/週
研修品目	
研修受入人数	年間 人

3 研修講師・指導者（複数名記載可。派遣研修先を含む）

項目	所属	氏名
栽培管理等の生産技術・知識		
農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策		
販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営		

4 研修ほ場（派遣研修先を含む）

所在地	品目	面積又は飼育頭数

※必要に応じて行を追加してください。

5 主な施設・機械（派遣研修先を含む）

施設・機械名	型式・規格・性能等	数量又は台数

※必要に応じて行を追加してください。

6 研修実績（直近3年分）

年度	研修修了人数	研修終了後1年以内に就農した者の人数

※本事業の活用の有無に関わらず該当者がいる場合は記載してください。

7 研修実施状況

確認欄	項目
	新規就農者育成総合対策実施要綱、及び新規就農者育成総合対策における認定研修機関の認定要領に定められた要件を満たす研修を実施する
	研修生が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができる
	研修生を労働力として扱わず、教育的視点で研修を実施する
	研修生の健康管理、事故防止に十分配慮する
	研修生の研修実施状況について適切な評価ができる
	新規就農者育成総合対策実施要綱の規定に基づき県や関係機関、研修生が行う手続き等に対する協力が可能である
	公序良俗に反する行為を行っていない

※該当する項目について、確認欄に○を記入してください。

申請書類に係るチェックリスト

	要件	基準適合の判断のポイント	根拠が記載された資料	確認欄		
				申請者	支庁・各振興局	担い手農地対策課
1	「第2 認定研修機関」を満たしている。	(令和7年4月1日以降の運用)				
2	研修を着実に実施し、交付対象者が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること。	関係機関や関係団体等を含んだ指導・助言体制を構築している。				
3	次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる以下の研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること。					
	ア 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること。なお、先進農家等のうち法人化されていない農業経営体においては、イの研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする。	申請書類のいずれかにおいて、要件を満たすことが確認できる。				
	イ 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること。	申請書類のいずれかにおいて、要件を満たすことが確認できる。				
	ウ 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること(派遣研修先を含む)。	申請書類のいずれかにおいて、要件を満たすことが確認できる。				
4	研修は、概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間(研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること)及び休日(毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を休むこと)を確保すること。	研修カリキュラム等に、研修時間や休憩時間及び休日(毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を休むこと)を確保すること。				
5	就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容を総合的かつ体系的に設定していること。					
	ア 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修	研修カリキュラム等に、ア～ウの内容が明記されている。				
	イ 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修					
ウ 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修						
6	研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること。	申請書類のいずれかにおいて、健康管理や事故防止にかかる対策を講じていることが確認できる。				
7	研修生の研修実施状況について適切な評価ができること。	研修生の評価にかかる基準を有している。就農適性判断の導入を検討している。				
8	国実施要綱の規定に基づき、交付主体及び交付対象者が行う手続き等に対する協力が可能であること。	交付主体(宮崎県農業振興公社)との連絡体制を有している。				
9	先進農家等及び派遣研修先となる農家については、認定農業者で県が定める水準(別記)以上の経営力を有していること。	所得や収量が水準を超えていることを客観的な資料で確認することができる。				
10	国実施要綱別記6の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト(農業はじめる.JP)に研修情報を掲載している、または掲載の申請を行っていること。	参考資料をもとに「農業はじめる.JP」への掲載手続きを実施している。				
11	その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する認定研修機関として適切であること。	関連法令等に違反がない。暴力団員ではなく、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない。				

認定研修機関の認定について

文 書 番 号
年 月 日

(申請機関) 様

宮崎県知事 ○○ ○○
(公 印 省 略)

【認定の場合】

○○年○○月○○日付けで認定申請（認定変更申請）のあった（申請機関名）を新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金事業及びサポート体制構築事業に規定する研修機関として認定します。

【不認定の場合】

○○年○○月○○日付けで認定申請（認定変更申請）のあった（申請機関名）を新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金事業及びサポート体制構築事業に規定する研修機関として不認定とします。

【認定取消しの場合】

（申請機関名）について、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金事業及びサポート体制構築事業に規定する研修機関の認定を取り消します。

認定研修機関辞退届

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
法人名又は機関名
代表者又は氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号）による認定研修機関の認定について、新規就農者育成総合対策における認定研修機関の認定要領に基づき、下記の理由により辞退します。

記

1 辞退の理由